

平成29年度 働き方改革宣言奨励金

都内で事業を営んでいる企業等に対し、働き方・休み方の改善に係る経費を助成することにより、企業等の働き方改革を推進することを目的とした東京都が実施する奨励金制度です。昨年度からの奨励金ですが新しい要件が追加され、本年度は少し難易度が上がった印象ですが、それでも国の助成金と比べて取り組みやすい助成金と言えます。

※「働き方・休み方の改善」とは、従業員の長時間労働の削減及び年次有給休暇等の取得促進に向け、目標及び取組内容を定め、全社的に働き方・休み方の改善に取り組むことをいいます。

◆事業者要件

以下の要件を満たしていることが必要となります。(他にも要件はございます。)

- ① 東京都内で事業を営んでいる。
- ② 東京都内に勤務する常時雇用労働者を2人以上、かつ6ヶ月以上継続して雇用している。
- ③ 就業規則を作成し、労働基準監督署に提出している。(10人未満規模であっても必須です。)
- ④ 労働関係法令に違反していない。(就労する地域の最低賃金額を上回っていること、時間外、深夜、休日労働に対し割増賃金を支払っていること、36協定を締結し協定で定める上限を超える時間外労働をさせていないこと等)

◆奨励金交付額

I 働き方改革宣言事業 30万円

以下1～5のすべてを実施した場合に、奨励金が支給されます。(審査により不支給となる場合もあります。)

- 1 管理職の方が東京都主催の研修を受講
- 2 長時間労働の削減、年次有給休暇等の取得促進に向けた問題点の抽出
- 3 原因の分析及び対策の方向の検討
- 4 目標及び取組内容の設定
- 5 社内周知

II 制度整備事業 最大30万円加算 (審査により不支給となる場合もあります。)

- 【働き方の改善】に掲げる制度等を1つ以上整備した場合……10万円
- 【休み方の改善】に掲げる制度等を1つ以上整備した場合……10万円
- 【働き方の改善】及び【休み方の改善】に掲げる制度等を
 いずれも1つ以上整備し、合計5つ以上整備した場合 ……10万円

<対象となる制度>

	制度等の名称	制度等の内容
働き方の改善	フレックスタイム制度	労働基準法第32条の3による労働者に始業及び終業の時刻を委ねる制度
	短時間勤務制度	正社員の短時間勤務を可能にする制度
	テレワーク制度	情報通信技術を活用した場所にとられない柔軟な働き方実施のための制度
	在宅勤務制度	情報通信技術を活用した在宅勤務実施のための制度
	勤務間インターバル制度	勤務終了から次の勤務開始までの間、一定の休息時間の確保を義務づける制度
	朝方の働き方	始業時刻を30分以上前倒しし、ゆう活や時差出勤を推進する制度
	週休3日制度	すべての暦週において3日以上の日を設ける制度

	制度等の名称	制度等の内容
休み方の改善	業務繁忙に応じた休業日の設定	閑散期の飛び石休業を連続休暇にする等、業務繁忙に応じた休業日の設定
	年次有給休暇の計画的付与	労働基準法第39条第6項による、ゴールデンウィークや夏季・冬季等の機会を捉えた、年次有給休暇の計画的付与制度
	記念日等年次有給休暇制度	誕生日・記念日等の決まった日や申告した日を有給休暇とし、毎年付与する制度
	時間単位での年次有給休暇制度	労働基準法第39条第4項による、年次有給休暇を時間単位で取得できる制度
	連続休暇制度	5営業日以上連続休暇制度
	リフレッシュ等休暇制度	リフレッシュやリカレント教育(労働者が必要に応じて学校等で再教育を受けること)のための休暇制度
	育児・子育て・介護等目的休暇制度	育児・子育て・介護等を目的とした休暇制度